

第九回 参議院地方行政委員会會議録第十二号

昭和二十五年十二月七日(木曜日)午後九時二十二分開会

本日の会議に付した事件

○地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣送付)

○全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本委員会の運営に関する件

○専門員の選任に関する件

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。

○吉川末次郎君 緊急という意味ではありませんが、一言この機会に岡野国務大臣がお見えになつておりますので、現在時事問題になつておりますところの地方自治に関する一つの問題につきまして、特に発言いたしまして御見解を承わりたいと思ふのであります。それは新聞紙上でも問題になつておることでありまして、地方自治法において、先に選挙されましたところの地方自治体の長及び地方自治体の議会の議員の任期というものが、大体においてその四ヶ年が来る三月、四月に満了するようになっておるところの人が非常に多いと思はれるのであります。ところがその来る改選期を前にいたしまして、自己の任期を政治的に実質上延長せしめて、そのまま居座つて行こうというところの政治的意図を以ちまして、策略的に特に市長でありまして、一般の選挙民に対して政治的に有利なる何らかの好印象を与えて選挙を有利に展開せしめるような事柄を策略的に作りまして、そうしてわざと辞表を提出いたしましたとして、選挙を新しく施行することとして、選挙を新しくその機に乗じて再立候補いたしました。当選を期そうとするようなことが、昨今頻々と行われておりました。すでに新聞紙上に幾多それについての例が記事として出ているようなことは、大臣も御承知のことだらうと思ふのであります。例えて申しますならば、そのことの魁けをなしました例の一つといたしましては、青森県の知事の津島君であります。津島君は青森県の果税の収入として、同県におけるその額の「りんご」税収入というものが相当多額を占めておつた。ところが税制の改革によりまして、果税としての「りんご」税収入がなくなつたが故に、自分は今後青森県政を持続して行く上において財政上非常な苦しみを受けるので、県民諸君の信を問うというやうな意味で辞表を提出いたしました。そして新しい選挙に打つて出て見事再選されておるのであります。地方の人人に聞きますと、津島君は真意は決してそういうところにはなかつたのであつて、いやがつておつたけれども、有志が無理矢理に再出馬せしめるやうなことを言つておつたところの人もありまして、真偽のほどはつきり、その点は主観的なことでありますから、なか／＼わかりませんが、少くとも客観的な事実から判断いたします

ならば、先に私が申しましたような意図を以て行われたものであるというやうにも考えられるのであります。結果はまさにそのやうになつておると思ふのであります。又現にすでに選挙が開始されておるおつたのであります。ところが、岐阜県の知事でありまして、その武蔵野門君であります。前衆議院議員であつたと思ひますが、その人も又同様のところの手段によりまして、策略的にわざと、あつたところ三、四ヶ月であるところの知事の任期途中におきまして辞表を提出いたしました。聞くところによりますと、何ら大義名分の立つたところの理由がないといふことであるが、やはり出馬したいとして、現在の状態においては選挙情勢は武蔵野門君に対して極めて有利に展開されておるということにが伝えられておるおつた。同様に政治的な極めて卑劣なるところの意図を以ちまして、改選期直前数ヶ月前でありますときに、おつた。そして、辞表を出しまして、そして、居住民大衆の人氣を博するやうなこうした時弊を作りまして、そして、自己の事実的な任期延長を策略しておつた。相当地の市町村長等が全国を通じて、相当右の人になつて、そういう挙に出てる人があるといふことである。これは極めて地方の自治の上におきまして、重視すべき一つの最近の現象ではないかと考えておるものであります。で、そういうことが許されることは法の不備がありまして、何とか直して行

かなければならぬものであると考えておるのであります。で、未だ極めて素朴に漠然としか考えおられません。明らかにそのやうな意図を持つて、選挙の者に再立候補を許さないといふやうな規定を設けて、これを禁圧するといふやうなことを考える必要がある。のじやないかと思つておるんであります。我々みずから法案に対しまして、立案権を持つておるんであります。この最近の極めて卑劣なる謀略的な自治体の選挙に対する、殊に府県知事、市町村長等の自治体の首長のそうした行動を前にいたしまして、右についてどのようにお考えになつておるかといふことをよく承わりたいと思ふのであります。

○岡野清憲君(岡野清憲君) お答え申し上げます。最近二、三改選期を前にしてやめて、そして再出馬するといふやうな例が見受けられるのでございまして、併しまあ、その本人の御意思がどこにあるか、私はよく存じませんが、非常に悪意にあればお説のやうな弊害が出て来るかも知れません。とにかく住民の負託を受けて満四年間就任しておらなければならぬ。又就任する権利があれば同時に義務もあるわけですから、やはり自分の体が動かないとか何とかいふ最も止むを得ないやうな事情がない限りは、やはり任期満了までおつて頂くのが、これが公人としての責任であり、徳義でもあらうと存じます。併しながら世の中はそういうふうな動きで、いろいろ選挙の策戦で今おつしやつたやうな

な寓意の下にやられるかたもないとは限りませんが、只今のところではそれを禁止するまでに私は考えがまとまつておりません。同時にそういうことは一つ住民の良識に待ちまして、そして、そういうやうな若し仮に自分の選挙対策のために任期中の権利義務を放棄して、そしてやめて行つて、再出馬するといふやうなことは、住民がそれを排除するといふやうに、やはり啓蒙して行かなければならぬことと思ひます。まあ私の考えは、それでございまして、併し只今のところ、そういうやうなものの再出馬を禁止するとか、何とかいふ法律を出すとか、出さぬとかいふことは、私はまだ結論を得るに至つていないことをお答え申し上げます。私の答弁といたします。

○吉川末次郎君 本日は非常に時間も迫つておることでありまして、一応そうした考えを岡野さんが持つていらつしやることを承わつて置くといふことだけに私はとめて置きます。

○安井謙君 只今の吉川さんの御質問に関連しておるのであります。今後選挙期日を延期するといふ趣旨がいろいろな地方行政の事務上の面から来ているといふことに相成ります。知事の選挙が約一月延びて、その間約二ヶ月間のブランクがあるといふことになつておるやうなことが、これは公職選挙法によりまして、知事その他は現職のまま選挙ができるというやうな解釈になつておると思ふのです。事務上の都合で延ばすならば、ついでに知事の任期もその立候補までは延ばすといふやう

○委員長(岡本愛祐君) 皆さんの御意見によりまして、本件は取上げないのだ、取上げたのは間違いである。そういうふうには決定いたしません。取上げないということにいたしましたして御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) それではそういうふうには決定いたします。

○委員長(岡本愛祐君) それから、もう一件お願いしたいと思ひます。それはこの前皆様に御承認をお願いいたしました一人欠員の専門員でございます。この前御承認をお願いしたのですが、武井群嗣君、これを委員長責任を持ちまして御推薦申し上げたいと思ひます。曲げて御承認を得たいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) 御異議ないものと認めます。それではさうに決定いたしましたして、手続を取り運ばして頂きます。

それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後九時四十二分散会

出席者は左の通り

委員長 岡本 愛祐君

理事

堀 末治君

吉川末次郎君

竹中 七郎君

委員

石村 幸作君

高橋進太郎君

安井 謙君

小笠原三男君

相馬 助治君

西郷吉之助君
鈴木 直人君
石川 清一君
国務大臣 岡野 清豪君
政府委員 小野 哲君
地方自治政務次官 鈴木 俊一君
地方自治庁次長

昭和二十五年十二月二十日印刷

昭和二十五年十二月二十一日發行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁